

西表島の観光管理に関する住民説明会（白浜）

議事概要

日時：2020年1月22日（水）19:00~21:00

場所：白浜海人の家

行政側担当者

環境省：竹中、上森 林野庁：曲瀬川 沖縄県：神谷 竹富町：仲盛 プレック研究所：松井、矢尾

参加者：13名

沖縄県による来訪者管理計画、環境省による入域料・観光管理の組織についての説明の後、質疑応答。概要は以下の通り。

○西表島の観光の現状のグラフを見ても分かるように、西部地区と東部地区とでは観光客数も観光形態も異なっている。これまでの傾向のまま西部の観光客が増えていくということになると、西部の港の混雑具合が変わってくるのではないかと。水道の使用状況などもシーズンと場所によって偏っているので、西表島全体を一つとして捉えて、入域観光客数の総量で扱うのではなく、地域特性を踏まえて細かく地域ごとに分けて管理していく必要があると考える。

→（環境省）入込観光客数が最も多いのは冬の東部だが、西部では夏場に水道の供給量が限界に近くなっているという状況もあるので、地域ごとに詳細に見て行く必要があるのは確かだと思う。しかし、一方では入込観光客数の動向とヤマネコの交通事故件数の動向とは、必ずしも一致しないということもあり、入込観光客数だけで観光による影響を判断できるものでもない。観光管理のための適切な指標の設定については、今後も引き続き検討していくべき課題であると認識している。

→（環境省）入込観光客数をコントロールしていくためには、船会社との調整も必要であり、基準値に抑える、あるいは平準化することを考えており、船会社と協定を結ぶ方向で話を進めている。高齢の島民も並ばなければ乗船できない状況に対しては、優先乗船の仕組みや優先レーンの設置等の対策を考えている。また、港の駐車場の混雑緩和については、業者の車が日をまたいで駐車する場合には、別の場所に駐車するよう調整していくなど、船会社や旅行会社などにも話をしている。

○入域観光客数の増加に対しては、やまねこの交通事故だけではなく人身事故が増えることも考えられることから、入域料の資金を利用して、シーズン中だけでも良いので、西部・東部の各域内を往復移動する路線バスを15~30分間隔で運行することができないか。そうすればレンタカーの抑制にもつながるのではないかと。

○夜間のナイトツアーはヤマネコ事故の原因にもなる。昼間の路線バスを夜間は星空ツアー等のバスとして使うというのも案として考えられるのではないかと。路上駐車削減にもなり、事故防止にも効果的である。

→（環境省）観光客から徴収する入域料を公共のバス運行費用として使用していくためには、公共バスの運行と自然保護とをどのように関連付けて説明できるかがポイントになると考える。

○観光客が増えることで診療所の負担も増えると考えられるが、医療関係に関する対応はどうなっているのか。

→（竹富町）観光客が軽い症状でも安易に診療所を受診するため、診療所の負担が増えているという現状がある。ホテル等の事業者を介して観光客に島の医療体制の実情を伝え、コンビニ受診を減らし、診療所の負担を減らすよう周知を進めていく。

竹富町による観光案内人条例、沖縄県によるエコツアーリズム推進全体構想についての説明の後、質疑応答。概要は以下の通り。

○エコツアーリズム全体構想では、ガイドが現在立ち入っている河川等を自然観光資源に指定するということがあったが、現在ではほとんど観光には使われていない川や滝については、新たに観光に利用することはできなくなるのか。

→（沖縄県）エコツアーリズム推進全体構想で決めていくことになるが、推薦地内に関しては、自然資源以外の観光利用は基本的に不可とする方針である。ただし、国有林の入林手続き等を行うことにより、利用できる手段を残すことができるよう検討している。

→（林野庁）エコツアーリズム推進法を適用した自然観光資源等の運用には2年ほど期間を有する可能性がある。その間も何らかの形でフィールドの観光利用を管理していくための手段として、現行の森林生態系保護地域のルールを、これまでよりも厳密に運用していくことにより、ある程度カバーできるのではないかと考えている。森林生態系保護地域のうち保全利用地区内にある、他の行政機関等に貸付けているルートや地元の人が利用してきたルートについては、今年の4月以降からは、ガイド事業者に事前に一括して入林届を出してもらい、事後に利用状況を報告してもらうことで利用を認める方向で検討している。ただし、利用するために新たな伐採等を伴う場合や狩猟等に利用されているルートに関しては除外する方針である。また、保存地区内については他の行政機関等に貸付けているルートのみは同様に入林届での対応とするが、その他についての観光利用は認められない。ご質問のように、現在ほとんど利用されていないルート（秘密のルート）であっても、保全利用地区内であり、新たな伐採等を伴わない河川や古くから使われてきた山道等に関しては、入林届の手続きをしてもらえば利用できるが、保存地区内に関しては不可となる。エコツアーリズム推進法の適用までの期間における、こうした森林生態系保護地域の利用ルールの運用に関しては、ガイドワーキンググループ（WG）や代表者ミーティング等の機会を使って、ガイドの方々にも周知していく予定である。

○観光案内人条例の観光案内人の免許申請に関しては、過去に自然観察指導員やパークボランティアに対する講習、その他エコツアーリズム協会が実施した講習、県講習等の参加実績は考慮されるのか。

→（竹富町）観光案内人の免許申請に必要とする具体的な要件は、施行規則によって決まるが、原則として現在まで一定のガイド事業の実績を有している人を対象としている。自然観察指導員やパークボランティア等の実績に関しては、将来的にガイドをランク分けする際の要件の一つとして考慮していくことになるのではないかと考える。

○エコツーリズム全体構想の共通ルールの一つとして、ペットを連れていくことを禁止するというルールが含まれているが、本日の説明資料には記載されていない。ペット同行禁止のルールに反対したいと思って参加しているので、ルールの全項目について提示して欲しい。

→（沖縄県）ペットに関しては病気の問題や逃げ出した場合の影響などの観点から、現時点のルール案にはペット同行禁止の項目が含まれている。共通ルール案だけでも相当多くの項目があるため、本日は代表的なもののみを説明した。ルールの内容については現在検討している段階であり、今後もガイド事業者との話し合いを進め、エコツーリズム推進協議会の中で決めていくことになる。

○様々な制度が整えられるとのことだが、一般の住民としては、これまでどおり普通に生活ができるのかが気になっている。生活をしていくうえでも、様々な禁止事項が増えることになるのか心配である。

→（環境省）観光案内人条例もエコツーリズム推進全体構想も、そもそも観光により地元住民の生活に影響が出始めている状況に対応するため、観光事業者や観光利用を規制するために検討しているものであり、住民の生活を規制するものではない。

→（竹富町）観光案内人条例は、ガイドに免許を与えるという全国でも前例のない制度の導入であることから、施行した後に様々な側面で想定外の不都合が生じる可能性も否定できないが、運用しながらより良い制度にしていきたいと考えている。

○イノシシ猟をしているが、今後はイノシシ猟に関しても何らかの規制が追加されることになるのか。

→（環境省）本日説明した観光管理に関する様々な制度だけでなく、世界自然遺産への登録に関しても、住民生活については今まで通りであり、新たな規制が加わるということはない。イノシシに関しては、現状において増加傾向にあり、希少な植物への影響も懸念されていることから、駆除の観点からもイノシシは継続していく必要があると考えている。

以上